

第1章 第3期 健康かしわら21計画及び第1期 柏原市食育推進計画とは

1. 国及び大阪府の健康づくり・食育対策の動向

(1) 国の健康づくり・食育対策の動向

国においては、平成12年3月に「健康日本21」を策定し、国民が一体となった健康づくり運動を総合的に推進して、健康づくりに関する意識の向上及び取組の促進を図るための基本方針が定められ、平成15年5月には「健康増進法」を施行し、健康づくりの推進に向けての法的整備がすすめられてきました。平成25年4月には健康日本21（第二次）を適用し、「健康寿命^{*}の延伸」、「健康格差の縮小」、「生活習慣病^{*}の発症予防と重症化予防の徹底」等が新たな基本指針として示されています。

一方、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、国民の歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に有効であるという考えのもと、歯科口腔保健に関する施策の総合的な推進が掲げられました。

食育^{*}については、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」が策定され、平成25年4月には、食育の推進に関する施策についての基本的な方針に「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」が重点課題として掲げられました。

そして、平成28年度から平成32年度の5年間を期間とする「第3次食育推進基本計画」では、これまでの10年間の取組による成果と社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ5つの重点課題である（1）若い世代を中心とした食育の推進、（2）多様な暮らしに対応した食育の推進、（3）健康寿命の延伸につながる食育の推進、（4）食の循環や環境を意識した食育の推進、（5）食文化の継承に向けた食育の推進を柱に、子どもから高齢者までの生涯を通じた取組に多様な関係者が連携・協働して進めていくこととしています。

(2) 大阪府の健康づくり・食育対策の動向

大阪府においては、平成13年8月に「健康おおさか21」が策定され、すべての府民が心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、府民運動が推進されてきました。また、平成20年8月には、「大阪府健康増進計画」が策定され、平成25年3月には「第2次大阪府健康増進計画」が策定されました。

歯科においては、平成26年3月に「大阪府歯科口腔保健計画」が策定され、ライフステージ別の取組や歯と口の健康づくりを通じて、誰もが心身ともに健康で豊かに暮らすことができる社会の実現に向けての施策が掲げられました。

食育については、平成19年3月に策定した大阪府食育推進計画では、「大阪の歴史・伝

統を活かし、府民一人ひとりが自らの意思で食育[※]に取り組むとともに、府民が実践する食育を地域、教育機関、生産者、食品関連事業者など各団体等が支援し、食育を府民運動として推進すること」を基本方針とし、平成24年3月に策定された第2次大阪府食育推進計画においても、この基本方針を継承されています。

2. 計画の目的、基本方針

柏原市では、国や大阪府の健康づくり及び食育対策に関する動向をもとに、市民が健康で生きがいのある人生を送るために、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む「自分の健康は自分でつくる」という意識をもって進めていくことが重要としております。

そのため、本計画の7つの項目である「栄養・食生活（食育推進計画）」、「運動・身体活動」、「休養・こころの健康」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」及び「病気の予防」において、本市が取り組むべき健康づくり運動の方向について、関係機関及び団体等と連携し、事業を推進していきます。また、市民の健康を個人の問題だけではなく、社会全体の課題として捉え、地域全体で支援し、市民の生活習慣病[※]の予防及び健康寿命[※]の延伸も目標に、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指すことを目的とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条の規定に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」に位置付けします。

また、国の「健康日本21（第二次）」及び「第3次食育推進基本計画」や大阪府の「第2次大阪府健康増進計画」及び「第2次大阪府食育推進計画」の方向性を踏まえ、柏原市の上位計画である「第4次柏原市総合計画」をはじめ「柏原市子ども・子育て支援事業計画」、「第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」、「柏原市国民健康保険データヘルス計画」及び「第2期柏原市国民健康保険特定健康診査等実施計画」などの関連計画とも整合性が図られています。

4. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会状況の変化や法制度・計画等の改定に伴い、必要に応じて適宜改定を行うものとします。